

## 野洲市景観審議会の役割

野洲市景観条例(平成 24 年 3 月 26 日公布)で位置付け

### 所掌事務

- 景観条例で審議会の意見を聴くことが規定されているもの
  - ・ 第 5 条 2 項 景観計画を定める時又は変更する時(義務規定)
  - ・ 第 9 条 1 項 届出に対し勧告をする場合(任意規定)
  - ・ 第 12 条 変更を命令する場合(義務規定)
  - ・ 第 13 条 1 項 景観重要建造物を指定する場合(任意規定)
  - ・ 第 13 条 2 項 景観重要建造物の現状に回復を命令する場合(義務規定)
  - ・ 第 13 条 4 項 景観重要建造物の届出変更を勧告する場合(義務規定)
  - ・ 第 14 条 1 項 景観重要樹木を指定する場合(任意規定)
  - ・ 第 14 条 2 項 景観重要樹木の現状に回復を命令する場合(義務規定)
  - ・ 第 14 条 4 項 景観重要樹木の届出変更を勧告する場合(義務規定)
- 景観形成に関する市長の諮問に応じ調査審議を行う
- 景観形成に関し市長に意見が述べられる

### 委員

学識経験者および市長が適当と認めるもので 10 名以内

任期は 2 年

組織及び運営に関し必要な事項は規則で定める

### (施行規則)

- ① 会長
  - ・ 会長は委員の互選で選ばれる
  - ・ 会長は会務を総理し、審議会を代表する
  - ・ 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたるときは、予め会長の指名する委員が職務を代理する
- ② 会議
  - ・ 会議は会長が召集
  - ・ 会長が議長になる
  - ・ 委員の半数以上の出席がなければ開けない
  - ・ 議事は出席議員の過半数で決し、同数の場合は、議長が決する
- ③ 専門部会
  - ・ 必要に応じ、専門部会を置くことができる
  - ・ 委員のうち会長が指名するものをもって組織
  - ・ 部会長は会長が指名する委員
  - ・ 部会長は部会を総理し、専門部会を代表する
  - ・ 専門部会の議決をもって審議会の議決とすることができる
- ④ 関係者の出席
  - ・ 必要があると認めるときは関係者の出席を求め、その説明を受け、又は意見を聴くことができる
- ⑤ その他
  - ・ 規則の外、運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める